

令和4年度第3回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月24日(金)午前9時28分から午前11時

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 9人

1番	秋山 剛	2番	野津田はるみ	3番	小川康成
4番	竹内茂樹	5番	小森山仁司	7番	岡本 隆
9番	木戸安江	10番	久保時治	11番	小寺 旭

推1番	池田源實	推2番	岡崎正昭	推3番	田原忠一
推4番	濱保敬志	推5番	向田定男	推6番	横山寿人
推7番	楨本桂志	推8番	吉岡和則	推9番	加納 巧
推10番	高山明久	推11番	栗根耕作	推12番	井手口昭博

4. 欠席委員 6番 瀬尾 毅、8番 末宗龍司

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第10号 農業振興地域整備計画のうち農地利用計画の変更について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 下限面積（別段の面積）の設定について

第4 報告事項

報告第6号 農地法第4条の規定による届出について

報告第7号 農地法第18条の規定による届出について

報告第8号 取消願受理について

報告第9号 取下願受理について

第5 その他

(1) 7月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係主任 田淵 哲也

8. 会議の概要

【事務局（池田）】定刻になりましたので、これより令和4年度第3回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は6番 瀬尾委員、8番 末宗委員です。定数に達しておりますので、令和4年度第3回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、7番 岡本委員、9番 木戸委員を指名します。よろしくお願いいたします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第8号 農地法第3条の許可申請について事務局から説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第8号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1と2を加納委員お願いします。

【推9番 加納委員】 番号1について、6月13日に関係者である〇〇さんと〇〇さん、竹内委員と私で現地を確認しました。

譲渡人の〇〇さんは高齢で耕作が難しくなり、数年前より耕作されていません。現在は猪に荒らされております。農地の周辺は太陽光発電施設となっており、太陽光発電会社に売却するのであれば譲ってもらえないかと話があり合意されました。〇〇さんは諸毛町で田畑を耕作されており、問題はないと思われま

す。番号2について、6月18日に〇〇さんと栗根委員、私の3人で現地を確認しました。

場所は国道486号線篠根町の梅の木橋を渡った道なりのところです。譲渡人の〇〇さんは全権を譲受人の〇〇さんに一任されております。両〇〇さんは本家分家であり話がまとまりました。現在は柑橘類を数本植えて管理されており、隣接する自分の農地と併せて管理するとのこと。問題はないと思われま

【議長】 続いて番号3を田原委員お願いします。

【推3番 田原委員】 6月20日、小川委員、秋山委員と代理人である水田行政書士、現在の土地所有者、申請人の家族の方、一堂に会し今までの経緯等を伺うと同時に現場の状況を視察しました。

申請地のうち5区画については長年耕作放棄地で、今回近隣の〇〇〇〇から牛の放牧地として使用したいとの申し出があったとのこと。〇〇〇〇では4年前に長男夫婦がこの地に帰郷し、今までの肥育牛から育成牛経営に新たに取り組んでいるようで、農業後継者の持続的な就農の環境づくりを支援することも農業委員会の一つの役目ではなかろうかと考えられ、全てのことに優先して進めるべきであろうと思

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第8号については許可妥当とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第8号については提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第9号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を高山委員お願いします。

【推10番 高山委員】6月21日に竹内委員と現地確認を行いました。

場所は旧久佐保育所北隣で、現状は田です。設定をされる〇〇 〇〇さんはこれまで耕作していましたが、現在は府中にお住まいで、農地の維持管理ができません。久佐町において空き地利用し、野菜を作っている本山町の〇〇〇〇〇〇〇（代表 〇〇 〇〇さん）に無償にて貸されます。耕作放棄により土地が荒廃することなく良いことだと思います。ご審議をよろしくお願いします。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第9号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第9号は提案どおり承認します。

【議長】続いて、議案第10号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用集積計画の変更についてですが、除外の案件については担当委員の補足説明をお願いします。編入の案件については、事務局からの説明のみとします。それでは、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第10号を説明）

【議長】それでは、農用地区域からの除外について担当委員の補足説明をお願いします。番号1を高山委員お願いします。

【推10番 高山委員】先月の総会において承認されました、諸毛町宇根谷〇〇番地の農家住宅に進入するための道路の除外申請です。特に問題ないと思われれます。よろし

くお願いします。

【議長】続いて番号2を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】現地は県道宇賀矢野線の矢野駐在所と旧農協矢野支所跡の間を、市道沿いに北へ50m登ったところで、道路より1～2m高くなったところです。以前は梨を作っていましたが現在は荒地となっています。

4月15日に所有者の〇さんが来られ、転用利用希望の説明を受けました。今回の予定地を含め隣接3区画所有しており、北側2区画は果樹と野菜を少し作っているが、尾根筋を開いたところで水を引くところもなく、畑としても利用しづらいため、時々草刈りする程度とのことです。この後、周辺の方に説明をして回ったとのことで、私が何人かに聞いたところでも、致し方なかろうとのことでした。

今月22日に再度現地を確認しましたが、南側・西側とも原野もしくは林地という状況でした。今回の件については問題ないと思われれます。なお、隣接地については変更の予定はない、また、災害や経年劣化で使用不能となった時のために積立をすることになっているそうです。

【議長】続いて番号2を吉岡委員お願いします。

【推8番 吉岡委員】6月21日に譲受人の父と現地確認をしました。

現地は阿字コミュニティーセンターから南へ330m阿字町井手の〇〇さん宅の裏です。宅地として利用するとのことで、〇〇さんの宅地と同じ高さまで埋立てます。排水は農地に使用している溝を使います。この溝は他人は使用していません。周辺住民へは説明済です。よろしくお願いします。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第10号は提案どおり同意することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第10号は提案どおり同意します。

【議長】続いて議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局(田淵)】(議案第11号を説明)

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を田原委員お願いします。

【推3番 田原委員】当案件は昨年12月の農振除外申請の説明から変わったこともなく、今日に至っております。現在、新設される墓所に通じる道、コンクリートの道路側壁、アスファルト舗装も完成して、周辺の整備が着々と進んでいる状況であり、何らトラブル等も聞いておりません。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第11号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第11号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第12号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を槇本委員お願いします。

【推7番 槇本委員】本件は昨年12月の総会にて資材置場とする目的で農用地区域からの除外が完了し、その状況から、違反転用状態について追認するという案件です。

6月16日に吉岡委員、高山委員、申請人の〇〇さんと現地確認を行いました。本来は除外申請を行い、5条申請で許可を得た後に農地の転用を行うべきでしたが、本人の不勉強もあり勝手に埋立てを始め、違反状態となっていました。これを解消するため、前回の除外申請に続き今回転用申請をされました。現所有者の〇〇〇さんも90歳を過ぎご高齢ということもあり、ご長男である〇〇さんが土木業を営む〇〇〇〇〇〇〇〇に移転します。この谷全域には30枚程度の農地がありますが、現在は殆ど耕作されておらず、一部は原野化しており、周辺に住宅もなく迷惑をかけることもないように思われ、問題はないと思われませんが、ご審議をよろしく願います。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第12号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第12号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて議案第13号 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第13号を説明）

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第13号は提案どおり決定とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第13号は提案どおり決定とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第6号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第6号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第7号 農地法第18条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第7号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

【3番 小川委員】〇〇さんがやめられるとのことですが、その後は誰かされるのですか。

【事務局（池田）】会社で借り受けていたものを個人が借り受けられます。これまで作られていた方が受けられます。

【議長】ほかにご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第8号 取消願の受理について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第8号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。

【議長】 続いて、報告第9号 取下願の受理について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第9号について報告）

【議長】 ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】 続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、7月25日（月）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】 それでは、次回は7月25日（月）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和4年6月24日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人